

# 東日本大震災からの復旧・復興及び 福島第一原子力発電所事故への対応に関する決議

東日本大震災から3年半余りが経過し、国においては、これまでも数次に亘る復興交付金の交付や関連法の制定等様々な支援策を講じているが、被災者の生活再建や地域の復興に向けた取組みを一層加速していくためにも、更なる取組みが必要である。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故についても、国は、除染の推進、賠償や避難者への生活支援、廃炉・汚染水対策など原発事故の早期収束へ向けて取り組んでいるが、多くの課題は抜本的な解決には至っていない。

本来、原子力政策は、国のエネルギー政策の一環として推進されてきたものであることから、国は、原発事故の早期収束へ向け、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組まなければならない。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興が実現されるよう、また、原発事故が早期に収束されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

## 記

### 1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 東日本大震災復興交付金について、事業期間の延長を図るとともに、必要な財源を確実に確保すること。また、必要な事業に柔軟に対応できる真に自由度の高いものとする。
- (2) 災害復旧費補助金、社会資本整備総合交付金（復興枠）並びに市税の減免措置を含めた復興事業に係る地方負担分を全額措置する震災復興特別交付税等の地方財政措置についても、継続的な措置を講じること。
- (3) 被災地における工事の人材不足及び資材不足による入札不調が相次いでいることから、国は、その適切な対応策を早急に講じること。
- (4) 震災発生から時間が経過するにつれて、各支援自治体では職員等派遣が困難となる状況が見受けられることから、被災市町村への職員等派遣について必要な措置を講じること。
- (5) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。

## 2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 応急仮設住宅である雇用促進住宅及び民間賃貸住宅等の入居期間について、複数年の期間延長を認めること。
- (2) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除又は放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備すること。
- (3) 被災者生活再建支援金について、被災地の実態に鑑み、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の見直しを図ること。
- (4) 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政措置を講じ、平成 24 年 10 月以降の自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。

## 3. 地域産業の復興・再生について

- (1) 東日本大震災復興特別区域法に基づく税制の特例措置の期間の延長を図ること。
- (2) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、申請期間及び運用期間を延長すること。
- (3) 緊急雇用創出事業の継続と予算の拡充を図るとともに、雇用期間を延長する等の事業要件の緩和を図ること。  
また、被災者雇用開発助成金や震災関連人材育成支援奨励金について、要件緩和や支給額の増額、支援期間の延長等の支援内容の充実を図ること。
- (4) 地域で働く意識醸成やU J I ターン促進に向けた取組み、新規就業者に係る研修等に対する制度の拡充・構築を図ること。

## 4. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 消防防災施設・設備等の復旧に関し、消防防災施設・設備災害復旧費補助金及び地方交付税措置等、長期的な財政措置を講じること。
- (2) 公立学校施設の耐震化については、東日本大震災復興特別会計等による支援措置を継続するとともに、学校を除く避難所施設（公民館等）、福祉避難所等における耐震化及び長寿命化対策に対する財政支援制度を構築すること。
- (3) 湾口防波堤等の復旧予算を確保し、地方負担への財政支援を講じ、早期復旧、整備促進を図るとともに、海岸堤防について早期復旧を図ること。
- (4) 鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援措置を拡充するとと

- もに、鉄道復旧に関わるまちづくり事業について、財政支援を拡充すること。
- (5) 地域公共交通確保維持改善事業について、国庫補助要件の拡充を図るとともに、幹線路線バスに対する特例措置を延長すること。

## 5. 福島第一原子力発電所事故への対応について

- (1) 福島再生加速化交付金の対象事業及び対象地域の拡大、原発事故に伴う損耗残価率の適用により大幅減収となった固定資産税や都市計画税など税収の減収分に対する財政措置など原発事故に関する対応への財政措置の充実を図ること。
- (2) 放射性物質汚染廃棄物の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセス及び中間貯蔵施設・最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明し、その推進を図ること。また、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の設置について、国が迅速に責任を持って対応すること。
- (3) 福島第一原子力発電所の汚染水対策については、国が主体的に取り組み、実効性のある地下水対策、汚染水流出阻止及び風評被害防止に関する措置を可及的速やかに実施すること。
- また、がれき除去に伴う放射性物質の敷地外への拡散に対する抑制対策及び環境監視体制を十分に強化すること。
- (4) 原発事故に伴う損害賠償については、放射性物質影響対策に自治体が要した費用の賠償請求に対し、県境で区別することなく、迅速に支払いに応じるよう東京電力に対し強く指導すること。
- (5) 全国に避難している住民も含めた内部被ばく検査環境の整備を早急に進めるとともに、内部被ばく・外部被ばく検査に係る経費及び長期的な健康管理に要する全ての費用について十分な財政措置を講じること。
- (6) 「原子力災害により影響を受けた地域」とのイメージから生じる風評については、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。

以上決議する。

平成 26 年 11 月 13 日

全 国 市 長 会